

令和4年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会

令和4年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録

目 次

2月4日(金)	○議事日程(第1号)	1
	○本日の会議に付した事件	1
	○出席議員	2
	○欠席議員	2
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	2
	○職務のため出席した事務局職員	2
	○臨時議長の紹介	3
	○開会と開議の宣告	3
	○仮議席の指定	4
	○朝霞和光資源循環組合議会議長の選挙	4
	○議席の指定	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙	6
	○議会運営委員会委員の選任	7
	○諸報告	8
	○管理者提出議案の上程	9
	○管理者提出議案の提案説明	10
	○管理者提出議案に対する質疑及び管理者提出議案に対する 討論・採決	13
	○一般質問	21
	○閉会中の継続審査	31
	○閉議と閉会の宣告	32

令和4年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和4年2月4日（金曜日）午後2時00分開会

開 会

開 議

第1 仮議席の指定

第2 朝霞和光資源循環組合議会議長の選挙

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙

第7 議会運営委員会委員の選任

第8 諸報告

（1）議長報告

（2）管理者報告

第9 管理者提出議案の上程

第10 管理者提出議案の提案説明

第11 管理者提出議案に対する質疑

第12 管理者提出議案に対する討論・採決

第13 一般質問

第14 閉会中の継続審査

閉 議

閉 会

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 10名

1番	獅子倉 千代子 議員	2番	須田 義博 議員
3番	山下 隆昭 議員	4番	岡崎 和広 議員
5番	斉藤 弘道 議員	6番	斉藤 克己 議員
7番	内山 恵子 議員	8番	菅原 満 議員
9番	伊藤 妙子 議員	10番	赤松 祐造 議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

柴崎 光子	管理者
富岡 勝則	副管理者
望月 貢市	会計管理者
奥山 寛幸	事務局 局長
紺清 公介	事務局 次長
福島 達也	施設課 長
高野 晴之	施設課 専門員

職務のため出席した事務局職員

鈴木 恵一	書記 長
新川 誠	書記

◎臨時議長の紹介

○鈴木恵一書記長 事務局から御報告いたします。

去る12月の朝霞市議会において朝霞市議会石原前議長が議長職を辞職したことに伴い、現在、朝霞和光資源循環組合議長が不在となっております。

なお、朝霞市議会では選挙の結果、獅子倉千代子議員が新たに朝霞市議会議長に当選されたことを御報告申し上げます。また、朝霞市議会選出議員の改選も行われ、新たに須田義博議員、山下隆昭議員、岡崎和広議員、斉藤弘道議員が選任されました。

先に申し上げましたとおり組合議会議長が不在のため新たに議長が選任されるまでの間は地方自治法第106条の規定により副議長が議長の職務を行うこととなります。

齊藤克己副議長どうぞよろしくお願ひいたします。

午後2時00分 開会

◎開会と開議の宣告

○齊藤克己副議長 皆さん、こんにちは。

事務局から報告があったとおり、議長が不在でありますので、地方自治法第106条に定めるところにより、私が議長の職務を行うのでよろしくお願ひいたします。

ただいまから令和4年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を開会いたします。

出席議員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

ここで、議事日程に入る前に御報告いたします。

本日開催した議会運営委員会におきまして、菅原委員長から役職改選の時期であることから、議会運営委員長を辞任する申出があり、朝霞和光資源循環組合議会委員会条例第11条により、議会運営委員会が許可したことを御報告いたします。

次に、先ほど書記長から朝霞市議会の改選による新議員の紹介がありましたが、獅子倉議員から順次、自己紹介をお願いいたします。

○獅子倉千代子議員 こんにちは。朝霞市議会議長の獅子倉千代子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○須田義博議員 皆さん、こんにちは。朝霞市議会から参りました須田義博でございます。よろしくお願ひします。

○山下隆昭議員 皆さん、こんにちは。朝霞市議会より参りました山下隆昭と申します。どう

ぞよろしくお願いいたします。

○岡崎和広議員 皆様、こんにちは。朝霞市議会議員の岡崎和広でございます。よろしくお願いいたします。

○齊藤弘道議員 皆さん、こんにちは。朝霞市議会から来ました齊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤克己副議長 大変ありがとうございました

それでは、これより会議に入ります。

ここで、皆様にお諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質疑、質問、答弁とも自席にて着座で行うことを議会運営委員会です承いただいております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己副議長 異議ないものと認め、本日の会議は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質疑、質問、答弁とも自席にて着座で行うことといたします。

◎仮議席の指定

○齊藤克己副議長 日程第1、仮議席の指定を議題といたします。

新たに本組合議会議員に選任された議員の仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎朝霞和光資源循環組合議会議長の選挙

○齊藤克己副議長 これより、日程第2、朝霞和光資源循環組合議会議長の選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己副議長 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りします。

指名の方法については、推選される方をお諮りしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己副議長 御異議ないものと認めます。議長を推選された後に副議長において指名することに決しました。

どなたか推選される方はいらっしゃいますでしょうか。

菅原議員、お願いします。

○菅原 満議員 議長に齊藤克己議員を推選したいと思しますので、よろしく願いいたします。

○齊藤克己副議長 ただいま私、齊藤克己との声がありましたので、朝霞和光資源循環組合議会議長に齊藤克己議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました私、齊藤克己を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己副議長 御異議ないものと認めます。よって、私、齊藤克己が議長に当選いたしました。

これをもって、組合議会会議規則第32条第2項の選挙結果の告知とさせていただきます。

議長に当選いたしましたので、御挨拶をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

ただいま皆様の御推選によって議長に任命いただきました齊藤克己でございます。

組合議会の発展のため、全力で尽くしてまいりたいと思しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは、議事を進行いたします。

◎議席の指定

○齊藤克己議長 これより、日程第3、議席の指定を議題といたします。

本組合に新たに選任された議員の議席は、朝霞和光資源循環組合議会会議規則第4条第1項の規定により議長において指名いたします。

議員の氏名とその議席の番号を事務局より朗読させます。

鈴木書記長。

○鈴木恵一書記長 それでは、朗読させていただきます。

1番、獅子倉千代子議員、2番、須田義博議員、3番、山下隆昭議員、4番、岡崎和広議員、5番、斉藤弘道議員。

以上です。

○齊藤克己議長 ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○齊藤克己議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

朝霞和光資源循環組合議会会議規則第119条の規定により、議長により会議録署名議員を指名します。

3番、山下隆昭議員、8番、菅原満議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○齊藤克己議長 次に、日程第5、会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りと決定したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙

○齊藤克己議長 これより、日程第6、朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えますが、異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

朝霞和光資源循環組合議会副議長に、獅子倉千代子議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました獅子倉議員を当選人と定めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認めます。よって、獅子倉千代子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました獅子倉議員に本席より当選の告知をいたします。

当選されました獅子倉副議長の挨拶を求めます。

獅子倉副議長。

○獅子倉千代子副議長 獅子倉でございます。

ただいま副議長という大役を仰せつかりましたので、齊藤議長を補佐しながら頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○齊藤克己議長 ありがとうございます。

◎議会運営委員会委員の選任

○齊藤克己議長 次に、日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

現在、朝霞市議会選出議員の改選に伴い、議会運営委員会委員が2名欠員となっております。

議会運営委員会委員の選任については、朝霞和光資源循環組合議会委員会条例第6条第1項の規定により議長により指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議会運営委員会委員を指名いたします。

新たな議会運営委員会委員につきましては、獅子倉朝霞市議会議長より推薦をいただきました2番、須田義博議員、5番、斉藤弘道議員、以上2名を指名いたします。

ただいま指名いたしました2名を選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の委員の皆さんは、次の休憩中に委員会を開き、朝霞和光資源循環組合議

会委員会条例第7条第2項の規定により現在不在となっている委員長及び副委員長の互選を行い、その結果の報告を願います。

ここで、暫時休憩いたします。

議会運営委員会の会場は第3委員会室といたします。

再開の目安は2時25分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時27分 再開

○齊藤克己議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたしましたが、その結果について報告いたします。

委員長に2番、須田義博議員、副委員長に8番、菅原満議員、以上、御了承願います。

また、先ほどの議会運営委員会にて、朝霞市議会と和光市議会で取扱いが異なることから申合せ事項として、一般質問に関して質問者が作成した資料を提出する場合は、質問日の土日を含めず2日前までに議長に提出することとの報告がございました。

この際、お諮りいたします。

一般質問に関して、質問者が作成した資料を提出する場合は、質問日の土日・祝日含めず2日前までに議長に提出することとすることについて、議会運営委員会の報告のとおりとすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○齊藤克己議長 挙手全員。よって、一般質問に関して、質問者が作成した資料を提出する場につきましては、議会運営委員会の報告のとおり、一般質問に関して、質問者が作成した資料を提出する場合は、質問日の土日・祝日含めず2日前までに議長に提出することとすることといたしました。

◎諸報告

○齊藤克己議長 次に、日程第8、諸報告を行います。

監査委員から令和3年度の10月分、11月分、12月分の例月出納検査の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。

また、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員につきまして、小池前議員の後任として岡崎和広議員を選任いたしました。

以上、御了承願います。

次に、管理者報告について、柴崎管理者から挨拶と報告のため発言が求められておりますので、これを許します。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、令和4年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集を賜り、心より御礼申し上げます。

先ほど御紹介がございましたように、朝霞市議会議員の改選によりまして獅子倉千代子議長、須田義博議員、山下隆昭議員、岡崎和広議員、斉藤弘道議員が新たに当組合議会の議員として御就任を賜りました。また、齊藤克己議員が組合議長に、副議長に獅子倉千代子議員に御就任をいただいたところでございます。今後の組合運営に御指導と御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について管理者報告をさせていただきます。

令和3年11月から令和4年1月までの組合事務について御報告申し上げます。

総務関係でございますが、令和3年度定例監査は11月19日に実施し、結果報告書をホームページに掲載しております。

例月出納検査につきましては、毎月実施いたしました。

施設建設関係では、11月25日に第3回ごみ広域処理施設建設検討委員会を開催いたしました。ごみ広域処理施設建設用地の買収につきましては、1月末現在で5件の地権者と契約を締結しております。

以上、簡単でございますが、開会に当たりまして挨拶並びに管理者報告とさせていただきます。

◎管理者提出議案の上程

○齊藤克己議長 次に、日程第9、管理者提出議案の上程について、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、あらかじめ配付してありますので、御了承願います。

なお、議案の件名の朗読及び議案の朗読につきましては、議会運営委員会にて省略することを了承いただいております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認め、議案の件名の朗読及び議案の朗読は省略いたします。

◎管理者提出議案の提案説明

○齊藤克己議長 次に、日程第10、管理者提出議案の提案説明を求めます。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 それでは、本議会に提案する議案について、順次説明いたします。

今回提案いたしました議案は、令和4年度一般会計予算1本、条例改正3本、新規条例の制定2本の合計6本でございます。

初めに、議案第1号、令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算については、予算総額8億6,772万円、前年度と比較して2,143万4,000円の増加となっております。

次に、議案第2号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年度の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、令和4年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第3号、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会の委員長及び委員の報酬を追加するものでございます。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

次に、議案第4号、朝霞和光資源循環組合行政財産の使用料に関する条例の制定については、行政財産の使用料に関して必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

次に、議案第5号、朝霞和光資源循環組合広域ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定については、新たに建設する可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設の整備運営に関して事業者を選定するため、委員会を設置するものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

次に、議案第6号、朝霞和光資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置に係る人事院規則等の改正に基づき、条例の改定を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、令和4年4月1日から施行したいと考えております。

なお、詳細につきましては事務局長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○齊藤克己議長 以上にて説明は終了しました。

次に、議案の細部の説明を求めます。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、議案第1号から第6号について順次、御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算について説明いたします。

一般会計予算及び予算説明書の1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,772万円と定めるものがございます。

第2条の債務負担行為につきましては、4ページの第2表において、事項、期間及び限度額を定めており、ごみ広域処理施設建設用地取得に係る経費について設定しております。

第3条の地方債につきましては、6ページの第3表において、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、広域処理施設建設用地取得事業について4億2,970万円を限度額としております。

第4条では、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うための一時借入金の最高額を3億円と定めるものがございます。

それでは、12ページをお開きください。

初めに、主な歳入について御説明いたします。

第1款分担金及び負担金の構成市負担金は、4億2,667万9,000円を計上し、構成市ごとの負担金額は、朝霞市が1億1,066万3,000円、和光市が3億1,601万6,000円となっております。

第2款使用料及び手数料の総務手数料は、行政財産使用料を計上しています。

第3款財産収入の利子及び配当金は、財政調整基金運用利子を計上しております。

第4款繰越金については、前年度繰越金として1,133万7,000円を計上しています。

第5款諸収入の組合預金利子については、歳計現金と歳計外現金に係る預金の利子を計上しています。

第6款組合債の衛生債は、広域処理施設用地取得事業債の4億2,970万円を計上しています。

16ページをお開きください。

主な歳出について御説明申し上げます。

第1款議会費は、議員報酬や会議録作成委託料、先進地視察のバス借上料など議会運営に係る経費336万8,000円を計上しています。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、特別職報酬並びに一般職員の給料及び職員手当などのほか組合運営に必要な経費として、8,979万1,000円を計上しています。

18ページをお開きください。

第2目公平委員会費は、公平委員会委員報酬など2万8,000円を計上しています。

第1項総務管理費の合計は、8,981万9,000円でございます。

第2項監査委員費は、監査委員報酬など28万6,000円を計上しています。

以上、第2款総務費の合計は、9,010万5,000円となります。

20ページをお開きください。

第3款衛生費、第1目施設建設費は、ごみ広域処理施設建設検討委員会委員及びごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会委員の報酬、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託料、生活環境影響調査業務委託料など施設建設準備に関する経費として、3,488万8,000円を計上しています。

用地取得費は、ごみ広域処理施設建設用地物件補償調査業務委託料、代替地測量業務委託料及び建設用地購入に係る経費など、4億4,546万円を計上しています。

施設解体費は、和光市の旧ごみ焼却場の解体基本設計業務に係る経費396万円を計上しています。

以上、衛生費は、合計で4億8,430万8,000円となります。

第4款公債費の元金と利子については、組合債の元金及び利子の償還金、一時借入金利子償還金7,384万円を計上しております。

22ページをお開きください。

第5款諸支出金の財政調整基金は、財政調整基金運用利子及び和光市財政平準化積立分として、2億809万9,000円を計上しております。

第6款予備費は、800万円を計上してございます。

以上、令和4年度一般会計予算の説明を終わります。

次に、議案第2号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正内容は、令和4年度からの期末手当の支給月数を人事院勧告に準拠して、0.15月分引

き下げるため改定するものでございます。

6月期及び12月期の期末手当の支給月数を、一般職員は1.275月分から1.20月分に、特定管理職員は1.075月分から1.00月分とし、再任用職員の一般職員は0.725月分から0.675月分に、特定管理職員は0.625月分から0.575月分とするものでございます。

続きまして、議案第3号、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会の委員報酬を定める必要があるため、新たに報酬を追加するもので、委員長報酬を月額8,000円、委員報酬を月額7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第4号、朝霞和光資源循環組合行政財産の使用料に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、行政財産の使用に関して使用料の納付、減免及び還付について定めるものでございます。

続きまして、議案第5号、朝霞和光資源循環組合広域ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定について御説明いたします。

ごみ広域処理施設の整備及び運営等を行う事業者の選定に当たり、競争性及び公正性を確保し客観的な審査及び評価を行うため、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会を設置するものでございます。

続きまして、議案第6号、朝霞和光資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正内容は、人事院規則等の改正に伴い、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるための内容に改めるものでございます。

以上、議案第1号から第6号までの提案説明を終わります。どうぞ御審議のほどよろしくお願いたします。

○齊藤克己議長 以上で議案に対する説明は終了しました。

◎管理者提出議案に対する質疑及び管理者提

出議案に対する討論・採決

○齊藤克己議長 次に、日程第11、管理者提出議案に対する質疑と日程第12、管理者提出議案

に対する討論、採決につきましては、議会運営委員会にて議案ごとに行うことを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認め、管理者提出議案に対する質疑及び討論、採決は議案ごとに行うことといたします。

質疑については、朝霞和光資源循環組合議会会議規則第50条第1項により全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えないようお願いいたします。

また、会議規則第50条第3項の規定により質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、御理解の上、議事進行に御協力をお願いいたします。

なお、質疑の回数については、会議規則第51条の規定により同一議員につき同一議題について3回までですので、御了承願います。

また、答弁者側も簡潔な答弁により議事がスムーズに進行できるよう、皆さんの御協力をお願いします。

議案第1号、令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 すみません、3点ほどお聞きしたいと思います。

歳出で、21ページですけれども、上から2番目の、後に議案出てきますけれども、広域処理施設整備運営事業者選定委員会の委員の報酬が2人分というふうになってはいますが、後のほうの条例を見ると5人以内でしたか、5人とかとなっていたかと思うんですけれども、その辺の関係がどういうふうになっているのか、ここでは2人というふうになってはいますが、これでいいのかどうかということと、あとは用地取得費が前年に引き続き盛り込まれているわけですけれども、この予算の範囲内でどの程度まで用地取得が終わるということなのか、お聞かせいただければというふうに思います。

それと、最後に、財政調整基金ですけれども、歳入のほうで見ると基金費負担金という形で13ページにあるわけですけれども、和光市財政平準化分ということの考え方と、あと今後の財政調整基金についての考え方はどんなふうになっているのか、教えていただきたいと思っています。

○齊藤克己議長 それでは、ただいまの齊藤議員に対する答弁を願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 事業者選定委員の報酬に関しましては、こちらが学識の経験者を3名予定しておりますが、お一人が県の西部環境管理事務所の所長でいらっしゃいますので、大学の先生と民間からいらっしゃる2名の方に対する報酬だけを計上しております。残りの2名も構成市からの選出になりますので、こちら報酬はないものとして、5名選定しているうちの、2名分だけを計上しております。

それと、用地の取得ですが、こちらは令和3年度の予定が42%で、令和4年度のこの用地取得を行いますと47%取得で、合わせまして89%が令和4年度までに行う予定となっております。ただし、令和4年度から令和5年度にかけて取得をする用地が2件ほどございます。

○齊藤克己議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 財政調整基金の御質問いただきました。

こちらにつきましては、組合のほうで将来的な財政推計を構成市のほうに提示してございます。それに基づいて構成市が判断して財政調整基金を積み立てるかどうかということで、今回、和光市が積み立てたものとしましては、和光市の予算内示を受けて組合のほうで計上してございます。

今後につきましては、和光市は積立てを続けていくというお話を聞いておりますが、朝霞市のほうは積立ては行わないということでございます。

以上です。

○齊藤克己議長 5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 最初の運営委員会のほうは、後で議案もあるので、よく分かりました。

それと、用地取得のほうも結構です。

あともう一つは、財政調整基金については、それぞれそういう目的以外ではこういう積立ては行っていかないと、将来に備えての各市の負担の関係上積み立てるということでいいのかどうか。それ以外に例えば繰越金を財調に積んでいくだとか、特にそういうものを持つ必要がないと考えているのかどうか、お聞かせください。

○齊藤克己議長 答弁願います。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 前年度歳計剰余金につきましては、キャッシュフローの関係で2億円程度の財政調整基金残高は必要だと考えておりますので、そこまでは前年度の歳計剰余金を積み立てていきたいと考えておりますが、その後、2億円を超えるような状態になった場合には、歳出予算に充当するという形で繰り入れてやっていきたいというふうに考えております。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 それでは、質疑がありませんので、以上にて質疑は終了いたします。

議案第1号について討論を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認め、議案第1号、令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算については原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

質疑ございますでしょうか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 齊藤です。

これについては、人事院勧告に基づくものだという説明がありました。これについて職員の方といってもこれだけの人数なのであれですけども、何らかこの議案提出に関して例えば意見聴取だとか、あるいは事前によく知らせて理解を得ているのかどうか、その点についてどんなことをされたのか、お聞かせください。

○齊藤克己議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 こちらの給与改定につきましては、人事院勧告が出た8月に職員には全員周知して、御意見のほうは募集しましたが、ありませんでした。

○齊藤克己議長 ほかに質疑のある方はおいでになりますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑はございませんので、以上にて質疑を終結いたします。

議案第2号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認め、議案第2号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 これ事業者選定委員会の委員長、委員の報酬ですけれども、建設検討委員会と同額にしたということだと思うんですが、非常に何ていうか、秘密の保持であるとか公平性だとかいうことで責任としては非常に重い役割を果たされることになると思うんですけれども、その点に関して同額でいいのか、むしろ監査委員なんかと同額ぐらいでも安いぐらいじゃないかなと思うんですけれども、その点、どんなふうな考えでこの金額を選んだのか。

○齊藤克己議長 答弁を願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 こちらは参考になる事例が全国の自治体でもございまして、そういったところの事例を参考にしながら同額というような設定にさせていただいております。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第3号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。

議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第3号、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案の

とおりに可決することに決しました。

次に進みます。

議案第4号、朝霞和光資源循環組合行政財産の使用料に関する条例の制定について、質疑を許します。

質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第4号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第4号、朝霞和光資源循環組合行政財産の使用料に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

議案第5号、朝霞和光資源循環組合広域ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定について、質疑を許します。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 この以前の議会で、学識経験者については施設建設検討委員会の学識経験者の方3人にそのまま入っていただきたいということだったと思うんですけども、それから先ほどの答弁で、その次のその他管理者が必要と認める者については各市から1人ずつというような話でしたけれども、学識経験者が3人で本当に足りるのかということに関してはどんなふうにかえられているのか。今までの経緯が分かるという意味では、その3人の方というのは非常に今までの議論も踏まえて審査に当たるということは必要かもしれませんけれども、また客観性を持たせるということと言うと、もう少し違った委員の方にも入っていただく、専門知識を持っている方に入っていただくということも必要なんじゃないかなと思うんですけども、その点はどうなっているのか。

あとは、会議そのものはむしろ公開することが様々な圧力がかかったりだとかいうことがないようにということで、会議は非公開ということで進められていくと思うんですけども、

事後においてその審査の内容がきちんと分かるようにできるのかどうか。もちろん私たちの市でもよくプロポーザルとかやって、A社、B社とかとそういうところは仕方がないんだとは思っていますけれども、後世この事業が進んだときに、あのときの選定がきちんと客観性があるって公平に行われたものだということが証明できるということは大事だと思うので、選定後の過程において、きちんと様々な情報が公表できるということなのかどうかということについて確認をしておきたいというふうに思います。

○齊藤克己議長 それでは、5番、齊藤議員の質疑に対して答弁を願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 学識3人と管理者が認めた者2人ということで、円滑な会議運営を図りたいという意図からこういったことを、やはり他市の事例等を踏まえた上で検討した結果、このような人選とはなっております。

それと、その会議につきましては、本会議は事業者の選定に関する情報を取り扱うため、条例案第6条第5項において非公開としておりますが、委員会で審議・決定した選定方法や選定基準につきましては事業者募集の段階で公表するとともに、選定の経過については審査講評として取りまとめまして、最終的に公表することを予定としております。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

議案第5号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認め、議案第5号、朝霞和光資源循環組合広域ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

議案第6号、朝霞和光資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

ございませんか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 これは妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置という人事院規則の改正が行われたということでしたけれども、もともとこの措置に関しては、全部で大きく言うと4点ぐらいあった中の一部がここに反映しているんじゃないかなと思うんですけども、全部反映しているのかどうか。これ以前の改正も含めてですけども、この改正によってそれらは全部満たされるのかどうかということと、あと最後の28条で、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備とあるんですけども、これ具体的にどんなものを予定しているのか。今すぐには対象がないのかあれですけども、どういうことを想定されているのかを教えてください。

○齊藤克己議長 答弁を願います。

紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 この条例の改正につきましては、まず1月に総務省からの通知に基づいて改正を行っており、8月の人事院勧告の全てを網羅されたものではありませんでした。ですので、総務通知の内容だけを今回改正してございます。

あと、28条の第1号の職員に対する育児休業に係る研修の実施ということですが、今のところまだちょっと具体的な研修の内容は考えておりませんので、今後検討したいと思います。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

○齊藤弘道議員 相談体制。

○齊藤克己議長 答弁、続けてお願いします。

○紺清公介事務局次長 育児休業に関する相談体制というのは、総務課のほうで対象の職員がいた場合は相談を受けるということで進めてございます。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑がほかにございませんので、質疑を終結いたします。

議案第6号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。

議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないと認め、議案第6号、朝霞和光資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

◎一般質問

○齊藤克己議長 次に、日程第13、一般質問を行います。

一般質問については通告が出ております。通告者は2名であります。

一般質問を許可いたします。

なお、質問につきましては、会議規則第51条の規定により回数は3回まで、質問時間は組合議会の申合せにより1回20分までとなっておりますので、御了承願います。

発言順位1番、赤松議員、通告書に従い、お願いいたします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 10番、赤松祐造、発言いたします。

令和10年4月、ごみ広域処理施設の供用開始に向けて、私はさきの定例会では市民周知の広報を要望し、ごみの焼却場周辺の環境保全対策、清掃車両の搬入コース、道路路盤強化対策、処理施設土地購入状況、またごみの分別の見直し、また施設のネーミング等を質問、また要望してきましたが、今定例会では、ごみ焼却灰の排出・処理、ごみ資源の循環・有効活用、ごみの排出抑制についてお聞きします。

それでは、発言順位1、ごみ焼却灰の処理・排出について。

1、和光市、朝霞市のごみ焼却灰の排出量と最終処分場の現状について、実態を問います。年間何トンぐらいの排出量でしょうか。また、最終処分場の場所は何か所でしょうか。両市の概況をまずお聞きします。

2、排出先最終処分場の環境保全対策の現状について。

最終処分場は他市において、環境汚染問題や土砂崩れなどで時々問題を起こしています。そこで、朝霞、和光市両市が現在利用している最終処分場において、どのように環境保全対策を取られているか、確認をしているかをお聞きします。

3、供用開始後の最終処分場確保、再編検討について。

これからの時代、最終処分場の確保が難しくなると考えます。どのように取り組まれるのか、考えをお聞きします。

発言順位2、資源循環。

ごみの有効活用について、供用開始後の基本的な考え、リサイクル、リユースの取組を問

います。これからの時代は、より一層SDGsの考えを取り組んだ施策にしなければならないと考えます。

そこで、1、ペット、缶、紙、段ボールなどのリサイクルについて。

分別方法についてはさきの議会で提案したが、リサイクルについてはどのようにするのでしょうか。両市の統一化についてもお聞きします。

2番、ごみ焼却熱による発電と電気利用、売電について。

リサイクルできない汚れたプラごみなどについては、燃やして焼却熱によって発電すると思うが、一応確認します。この場合、両市のごみ排出量からどれくらいの電力が得られるのか、その想定ワット数が分かれば教えていただきたい。

その電力利用にももちろん施設利用とか売電ですが、どれくらいの売電予定価格を想定しているか、お聞きします。

ちなみに、東京の杉並区の清掃工場見学では、施設利用に区民6万人分の電気が発電できていると聞いています。私たちの新焼却場ではどのように想定しているか、お聞きします。

3、生活用品、粗大ごみの扱い再利用、リサイクルショップの活用などについて。

朝霞市は和光市よりリサイクル、リユースの推進が早くから進んでいます。また、朝霞リサイクルセンターのリサイクルショップはとてもよく、多くの市民に活用されているようです。そこで、このたびの朝霞和光資源循環組合設立を機に、和光市も共にリユース、リサイクルを推進していただきたい。新たな供用リサイクルショップを考えるか、朝霞市リサイクルセンターの供用のお願いか、取り組むように考えていただきたいが、いかがでしょうか。

4番、伐採樹木や落葉樹は燃やさず、堆肥化利用について。

街路樹などの剪定、伐採などの樹木、落ち葉は燃やすとCO₂がたくさん出ますが、堆肥化すれば良質の堆肥培養土ができ、資源化します。和光市もその工場があり、オーストラリア製の機械が伐採樹木を粉碎し、短期間で堆肥化しているのを視察しました。このような形で利用できれば、有効な資源化事業となります。両市の資源循環組合での取組を要望したいが、取組を伺います。

5番、落じん灰中の貴金属の利用・売却について。

落じん灰はごみを燃やす炉の中で落ちる重い灰で、その中に銅、亜鉛、鉄、アルミ、リンなどの金属があり、それを回収して有効利用ができる灰です。

滋賀県の長浜と米原市の湖北広域センターでは、それを100トン売却して110万、埋立費190万削減で300万円プラスとなっております。人口14万なので、朝霞、和光市両市の人口は

24万人です。都会のごみなので、可能性は大と思います。

落じん灰をドラム缶に回収して精錬工場に移送しますが、取組を検討していただきたいが、いかがでしょうか。

最後に、発言順位3、ごみの排出抑制については、基本的な考え、抑制策とごみの有料化によるごみの排出抑制について。

ごみの排出抑制、リデュースはごみを出さないようにすることで、排出抑制は市民啓発、市民の意識向上に頼る部分が大でしょうが、資源循環組合としてごみの排出抑制について基本的な考え、またごみの有料化によるごみの排出抑制、リデュースをどのように検討されているのか、またこれからされるのか、考えを伺います。

1回目の質問は以上です。御答弁よろしく願いいたします。

○齊藤克己議長 赤松議員の質問に対する答弁を願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 発言事項1、ごみ焼却灰の排出・処理、1、和光市、朝霞市のごみ焼却灰の排出量と最終処分場の現状について御答弁申し上げます。

令和2年度における和光市の焼却灰の量は1,509トンで、全量が人工砂やセメント材料、再生砕石に資源化されております。ばいじんは埋立てが857トン、資源化は79トンとなっております。

最終処分場の場所は、山形県米沢市と群馬県草津町の2か所となっております。

また、朝霞市における令和2年度の資源化された焼却灰の量は2,162トンで、埋立ては290トンとなっております。ばいじんは、埋立てが678トン、資源化は275トンとなっております。

最終処分場は、和光市と同じ山形県米沢市と群馬県草津町に加えて、埼玉県寄居町にあります県の環境整備センターの3か所となっております。

次に、2、最終処分場の環境保全対策の現状についてお答えします。

最終処分場及び資源化施設の現状につきましては、構成市において毎年、現地の視察が行われておりまして、環境基準をクリアした処理や処分が行われていることを確認しております。

次に、3、供用開始後の最終処分場確保、再編検討についてお答えします。

広域処理施設の焼却方式につきましては、今後の建設検討委員会において方向性が示されますが、最終処分場が必要となる場合には、現在、構成市で行っております安定的な処理や処分を継続してできますように進めてまいりたいと考えております。

続きまして、発言事項の2、資源循環、1、ペット、缶、段ボールなどのリサイクルについて御答弁申し上げます。

ペットボトル、プラスチック、瓶、缶、段ボールなどのリサイクルは、当面の間、構成市それぞれ朝霞市、和光市において行うことになってまいります。

現在、アルミ缶とスチール缶のリサイクルに関しましては、和光市清掃センター内にあります缶プレス機によって圧縮しましてリサイクル業者に引渡しを行っていることから、新施設供用開始後に和光市清掃センターの解体を行うためには、缶の共同処理を朝霞市において行うか民間委託ということを検討する必要がございます。

次に、2、焼却燃焼熱による発電と電気利用、売電についてお答えします。

発電に関しましては国の交付金をもらう上での条件になっておりますことから、発電設備を整備しまして、場内で利用する電力を賄い、余った電力を売電する方向で検討しております。その具体的な発電量ですが、これは令和2年5月に策定されましたごみ処理広域化基本構想の中において、ごみ質を踏まえた試算値が示されております。発電の出力につきましては、2炉運転で行って3,540キロワット、発電量につきましては場内使用電力量を差し引いて1日当たり5万4,480キロワットとなっております。

また、売電予定価格及び売上予定金額について試算はしておりませんが、経済産業省が公表しておりますFIT制度によります買取価格で申しますと、一般廃棄物を由来とするバイオマス発電に関する発電の買取単価は、税別でキロワット当たり17円というふうになってございます。

次に、3、生活用品、粗大ごみの扱い再利用、リサイクルショップの活用についてお答えします。

リユースを促進するためにも必要となることから、今後の建設検討委員会において検討は進めてまいります。

次に、4、伐採樹木や落ち葉等は燃やさずに堆肥化利用についてお答えします。

樹木や落ち葉の堆肥化施設につきましては、他市の事例を見ましてもある程度の面積を必要とすることや、安定的に堆肥に適した落ち葉を確保し続けることが困難なことから、広域処理施設で整備することは難しいと考えてございます。

次に、5、落じん灰の中の貴金属の利用・売却についてお答えします。

落じん灰に関しましては、和光市清掃センターにおいて焼却灰の試験を行いました。継続して搬出するには施設の改造等が必要となることから、現在搬出は行っておりません。

しかし、落じん灰の搬出ができれば有価での引取りが可能となるため、焼却灰の搬出委託料の削減につながることから、今後、新施設の焼却方式が示されまして焼却灰の搬出が見込まれる場合には、検討を行ってまいりたいと考えております。

発言事項の3、ごみの排出抑制について、基本的な考え、排出抑制策とごみの有料化によるごみの排出抑制について御答弁申し上げます。

ごみの排出抑制とごみの有料化につきましては、構成市において検討する事項であると認識しております。組合といたしましては、構成市の排出抑制や減量化の施策に倣いまして、連携を図りながら適正排出の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○齊藤克己議長 質問ありますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 それでは、2回目の質問をいたします。

最終処分場の確保、ずっとこれから6年先なんでしょうけれども、本当にこれが捨てるどころがなくなるととても困る問題になりますので、今から本当に考えておいていただきたいと思います。これは要望です。

それと、資源の有効活用というリサイクルについては、当面は今の動きでしょうけれども、本当に両市のよいところを取り入れて相互互換というか、本当にこれは進めていただきたいと思います。

そして、次は、2番のごみの燃焼熱による発電についてですけれども、発電と電気利用について、先日、先ほども和光市長さんがしゃべられましたけれども、和光市が埼玉版スーパー・シティプロジェクトに位置づけられ、構想が報道発表されました。その中に新たに造られるごみ焼却場の廃熱利用発電が述べられていたようでした。内容は災害時の再生可能エネルギーという表現でしたけれども、利用することが提案されています。これは私はとても良いアイデアだと思いますが、そのことについて、資源循環組合のこれからの計画などに、近日のことなので、まだ考えられていないかも分かりませんが、どのように組み入れるのか、また考えられるのか、伺います。

また、災害時に電気利用をするには、大規模な蓄電池設備が必要だと私は考えます。よく検討して取り組んでいただきたいと思います。

また、このごみ焼却場が革新するために、技術革新が供用開始する頃になれば電気清掃車のようなものに替わるかもしれませんので、こういうことも視野に入れて工場、施設を造る

ときにそういう蓄電設備もできるようなことも考えておく必要があると私は思いますので、検討して取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○齊藤克己議長 2回目は以上でよろしいですか。

○赤松祐造議員 いいです。

○齊藤克己議長 それでは、赤松議員の質問に対する答弁を願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 ごみ広域処理施設の発電における基本的な考え方について御答弁申し上げます。

廃熱により発電した電力の利用方法については、現在、ごみ広域処理施設建設検討委員会において検討・審議中でございますが、自立型の施設とするため、場内利用を前提とした上で、余った電力については売電を行うことによってごみ処理事業に関わる経費の削減に充てる方針としております。

災害時の対応などについては今後の検討事項になるかと思いますが、構成市における合意を得た上で組合として検討を進めてまいりたいと考えております。

○齊藤克己議長 赤松議員、質問はございますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 それでは、3番の生活用品、リサイクルショップについて。

朝霞市に比べて和光市のリサイクルショップはショップというより展示ルームのように小規模です。この両市共用施設を造る機会に先ほども言いましたが、リサイクル、リユースに取り組むべきだと思います。これは一応要望です。

次、4番目の樹木伐採。

先ほど公設では難しいとおっしゃいましたが、民間を利用してこういうのをルール化していけば事業ができるんじゃないかなと思います。これはぜひ進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○齊藤克己議長 暫時休憩させていただきます。

午後3時26分 休憩

午後3時27分 再開

○齊藤克己議長 それでは、一般質問を再開いたします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 いろいろと質問しましたがけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。
これで質問を終わります。

○齊藤克己議長 それでは、赤松議員の一般質問は終了いたしました。

次に、発言順位2番、齊藤弘道議員、通告書に従いお願いします。

○齊藤弘道議員 それでは、2点ほど通告しましたので、順に質問していきたいというふうに
思います。

私、議員になって日が浅いものですから、もし以前議論が既にあつたりとかいうこと、また蒸し返しているというようなこともあるかもしれませんが、その点は御理解いただきたいというふうに初めにお断りをおきます。

まず、1番目が、ごみ広域施設の整備方針等の検討ということで、検討状況がどのようになっているのか。

この間、検討委員会中心に議論は進んでいると思いますし、その中でも例えば施設の規模だとか処理方法だとか、あるいは事業方法、範囲、期間ですとか様々な点が、別にこれで決まりましたというものはまだないんでしょうけれども、いろんな意味でたくさんの選択肢の中からこういうことに絞られてきているというものもあると思いますので、この間の検討状況がどの程度進んできているのかということも、改めてお聞かせをいただければというふうに思います。

またあわせて、これはスケジューリングはもう既にされていますけれども、今後どのような展開をしていくのかということについてもお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、第2点目ですけれども、市民参加と情報公開。

そんなに大きく言うあれもなかったんですけれども、ということで、現状は十分なのかということ。私も今度この議員になったものですから、市民の人、知人に、今朝霞と和光でこういうことが協議が進んでいるけれども、どう思いますかという話をしても、聞いたことはあるけれども、どんなふうになるのか全然分からないという方ですとか、そもそもこういう協議が行われていること自体を知らない方もいらして、現状としてはそういうところなんじゃないかなというふうに思います。

今後、莫大な費用をかけ長年にわたって市民生活に関わりのある事業を今こうやって進めているわけなので、どうしてもそこは市民の理解と納得がなければならないというふうに思います。そういう点から言うと、市民参加ですとか情報公開、そこまで大げさに言わなくて

も情報公表というか、提供というかということも含めて、本当に現状の説明もしていただきながら現状で十分なのかということについてどう考えているのかお聞かせをいただき、そして今後はどのように進めていくという考えなのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

以上です。

○齊藤克己議長 齊藤議員の質問に対する答弁を願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 発言事項の1、ごみ広域処理施設の整備方針等の検討について御答弁申し上げます。

ごみ広域処理施設の整備方針につきましては、現在、建設検討委員会において検討が行われてございます。現在までに3回の委員会が開催されまして、焼却やガス化溶融などの処理方式に関する事、それから公設公営、DBO、PFIといった事業方式に関する事、また地域貢献や余熱利用の方法、浸水・地震対策、プラントメーカーへのヒアリングの内容などが話し合われております。

この中で施設規模に関しましても、ごみ処理広域化基本構想の段階では188トンで想定しておりましたが、最新の人口推計を試算した結果、若干多くなりまして、施設規模が192トンとなるというような試算をしております。

次回は令和4年3月上旬に第4回の委員会の開催を予定しておりまして、メーカーヒアリングの結果を踏まえまして処理方式などの決定をしまいたいと考えております。

その後、施設整備基本計画の素案を作成いたしまして、パブリックコメントを実施した後、令和4年の夏をめどに施設整備基本計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

発言事項の2、市民参加と情報公開について御答弁申し上げます。

ごみ処理広域化の推進に当たっては、平成31年4月の第1回朝霞市和光市ごみ処理広域化協議会から、令和2年9月の第7回の協議会までを組合立ち上がる前ですけれども、こちらは全て公開で行っております。会議資料及び会議録を両市のホームページで公表するなど、情報の公開に努めてまいりました。

また、令和2年5月のごみ処理広域化基本構想の策定時には、パブリックコメントの募集と併せまして朝霞市、和光市において、それぞれ2回ずつの市民説明会を開催するなど市民参加の手法も取り入れながら市民周知に努めているところでございます。

また、令和4年夏に、生活環境影響調査の結果を報告するための市民説明会の開催も予定

しております。

今後の進め方でございますが、令和4年の夏前に施設整備基本計画の素案のパブリックコメントを実施し、令和4年秋頃から施設整備事業者を決定するための事業者選定委員会を立ち上げまして、令和5年の冬までに事業者の決定を行ってまいります。その間の市民への周知につきましても、構成市のホームページや組合のホームページにおいて、情報の発信には努めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○齊藤克己議長 質問はございますでしょうか。

齊藤議員。

○齊藤弘道議員 まず、検討状況については御説明いただいたとおりで分かりましたので、結構ですけれども、これからいよいよ本格的に今まで積み重ねてきた議論の上に形になっていくというところで、非常に大事な時期を迎えるんだと。特にこの半年長の間が非常に重要な議論が進んでいくんだということが理解できました。

その上に立つと、先ほどの今度2点目のほうですけれども、ちょっと私も大げさに市民参加と情報公開としたんですけれども、その前提として、今こうやって公開してきましたよ、こう知らせてきましたという説明はありましたけれども、現実問題としては、それがじゃあどこまで両市の市民に入っているのかという点で言えば、冒頭申し上げたような現状だというふうに思っています。

そういう点からすると、やはり最後答弁の中では今後強めていきたいというお話もありましたけれども、特に私、今回は2つの点を申し上げたいと思うんですけれども、1つは広報紙ですけれども、これは朝霞のほうで内容は和光のほうも形が違うだけで同じ内容で、例えば予算の金額だとか言葉の説明だとかあって、議会が開かれました、あとはホームページ見てくださいと簡単に言っちゃえばそういう内容のものでしかないわけなんです。これで本当に市民の関心が高まるのかというところ。具体的な今進んでいる議論だとか、あるいは描いているビジョンだとかそういうものも含めて市民に知らせていかないと、経過であとはホームページ見てくださいと、金額が載っているだけで。大事なのはその意味を理解してもらうことだと思うんですけれども、その点で言うとこの内容では物足りないのではないのかと。

先ほど十分かと1回目のとき聞いたんですけれども、十分かどうかの評価についてはお話しなかったんですけれども、この辺は大きく改善する必要があるんじゃないかと。今までは年に2回だけでしたけれども、2回と言わず、構成市にも協力をしてもらって、構成市の広

報紙も活用して随時、何を議論しどこまで進んでいるのかを知らせていくことが大切じゃないかというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。先ほどこれから充実させていくという部分も答弁ありましたけれども、その具体的な裏づけとして広報していくことについてどうお考えになっているのかということをお聞かせください。

それから、もう一つはホームページですけれども、結局今の広報ではホームページを見てくださいと、ホームページも徐々にですけれども、充実してきてはいると思っていますけれども、例えば今議論の中心になっている建設検討委員会の中身なんかはよく出ています。出ていますけれども、例えば会議が開かれますということがトピックスに出ているのかどうか、あるいは各市の広報紙を使って、何月何日、検討委員会をどこどこで開きますということが告知されているのか。ちょっと私は見た覚えがないんですけれども、もしやっているのであればやっていると答えてもらえれば結構ですけれども。

その辺と、あと開催後の議事録と資料は出ているんですけれども、これは広報のほうに載せる内容との関係もあるんですけれども、一定程度まとめのようなものも出してもらわないと、結局、資料と議事録を全部読んでくださいよ、私たちは公表していますよと、後は皆さんで読んでくださいという形になっているわけなんです。その辺はもちろんこの委員会の独自の委員さんたちの理解だとか委員長さんの裁量の範囲だとかというのがあるので、ここでそう言ったからすぐそうなるかどうかというのは別の話ですけれども、ただ、そういうことも働きかけないと結局分かる内容が伝わってこないんで、ぜひその点も検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。だからそのときには主な意見だとか、整理された論点だとかいうことをまとめる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、これはちょっと余談みたいな話で、私このあれをするのにホームページいろいろ見せてもらったんですけれども、サイト内検索が機能していないんじゃないかと思うんですけれども、あれ幾ら調べようと思って使っても全然検索できないんですけれども、その点、機能しているのかどうか、確認しているのかどうか、すみません、これはちょっと余談みたいな話でお聞かせください。よろしくお願いします。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

○齊藤弘道議員 はい。

○齊藤克己議長 それでは、再質問に対する答弁をお願いいたします。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 今回の広報紙だけの周知、確かに周知の内容としては構成市において載せてもらっているものが少ない内容であるという認識はございます。今の建設検討委員会開催のお知らせに関しても、組合のホームページのトピックス等には載せておりますが、構成市の広報紙の中でそれが載せていない状態だと思われま

す。これはお隣の志木地区衛生組合さんなんかもそうなんですけれども、構成市の広報に折り込んで独自の組合の広報紙を出したりとかという形で情報発信をしており、当組合に関しましても市民の皆様

○齊藤克己議長 紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 最後のホームページのサイト内検索なんですけれども、ちょっとそちらが機能しないというのは私たちも把握してなくて、早急に対応したいと思います。申し訳ありませんでした。

○齊藤克己議長 質問はございますか。

齊藤議員、お願いいたします。

○齊藤弘道議員 今回の答弁で今後知らせていかなければならないことがたくさんあるということだったので、そこはそれをこの組合だけでなく、構成市の媒体も含めてぜひ充実させて

いただきたい。どんなに正しい判断、どんなに公正な判断であっても、やはりそれを市民に知らせて理解されていなければ成功とは言えないので、ぜひその点は今後努力していただきたいとこれは最後に要望して終わりにしたいと思います。

以上です。

○齊藤克己議長 答弁よろしいですね。

○齊藤弘道議員 結構です。

○齊藤克己議長 以上で齊藤弘道議員の質問は終了しました。

◎閉会中の継続審査

○齊藤克己議長 次に、日程第14、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次の議会の会期予定について、次の議会の質疑質問について、議会に関する条例、規則、規定に関することについて、委員の選任に関することについて、その

他議会運営に関することについての5点を閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、次の議会の会期予定等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定しました。

◎閉議と閉会の宣告

○齊藤克己議長 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認めます。よって、令和4年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年2月4日

議 長 齊 藤 克 己

前 副 議 長 齊 藤 克 己

署 名 議 員 山 下 隆 昭

署 名 議 員 菅 原 満